



横芝町の人口と世帯

(4月1日現在)

| | |
|-----|--------------|
| 人口 | 13,387 (+32) |
| 男 | 6,508 (+15) |
| 女 | 6,879 (+17) |
| 世帯数 | 3,400 (+23) |

上水道加入者の

宅内給水工事設計

近くはじまる

山武郡市広域水道企業団の昭和五十一年度事業の実施計画が決まりました。

横芝町内で実施される主な工事は、配水管工事(総延長五三、九〇メートル)で全体計画の五九パーセントが行われます。給水工事(本管から蛇口)は、すでに申込みのあった二、一九六戸のうち申込者が七〇パーセントに達した所一、六四三戸について行われます。

また、七〇パーセント以下の部落は申込み者が七〇パーセントに達した時点で工事を実施する予定です。これは、当初案内書等で説明したとおり水道事業は企業として独立採算経営の目的で運営されます。一部落七〇パーセント以上の加入がありませんと運営や維持管理の関係上給水する事ができません。特に七〇パーセントに未だない部落で加入申込をされなかった方は水道の必要性を良く御理解をいただき部落ぐるみの加入をされますようお願い致します。水道料金については、四九年度時の給水計画に基づく試算では、

加入金工事費の概算

| 口径 | 加入金額 | 備考 |
|------|------------|----------------------------|
| 13ミリ | 50,000円 | 一般家庭は13ミリが殆んどです、13ミリ管に限 |
| 20 " | 80,000円 | り52年3月31日までに給水申込をした者につい |
| 25 " | 200,000円 | ては40,000円ただし、52年3月31日までにその |
| 40 " | 700,000円 | 部落の加入率70%以上の場合に限ります。 |
| 50 " | 1,200,000円 | |

給水装置工事費 (本管から宅内までの工事費で1戸当平均)

- ① 新規
 - 配水管~量水器24,000円 (鉛管20mm、1戸当り平均4m)
 - 量水器~水栓27,200円 (1戸当り平均V P 24m鋼管7m水栓4個)
 - 計 51,200円
- ② 既設管接続の場合 (ただし工事費蛇口1個まではプール)
 - 配水管~量水器24,000円 (鉛管20mm 1戸当り平均4m)
 - 量水器~既設管 7,540円 (既設最短1栓までV P平均13m)
 - 計 31,540円

加入の手続きは印鑑を持参し役場企画課へおいで下さい。

一立方メートル当り一六五円、基本料金五〇〇円となっており、料金等の支払い方法には集金人によるもの又は預金から自動的に支払う口座振替などの方法がありますが、口座振替の方法で行う予定ですので御協力をお願いいたします。現在、加入率七〇パーセント以

上の部落については企業団職員が量水器設置場所の杭打を行っておりますので、その場所等について変更を希望される者は役場企画課(電話(2)一一一番号)又は企業団(電話〇四七五五(2)〇五二一)へ御連絡下さい。宅内給水装置工事につきましては、近く企業団指定業者が設計に伺いますので御協力下さるようお願い致します。

新田・三島・入間・東・町原の二十三部落です。地下水は、次のように汚染されています。一、家庭汚水(化学洗剤)による汚染 二、畜産排水による汚染 三、工場排水による汚染 四、農業の地下浸透による汚染 五、団地からの生活汚水による汚染された水から健康を守り、明るい豊かな生活を得るため安心して飲用できる上水道に至急加入しましょう。

試験案内

山武郡市広域水道企業団では責任技術者、配管工の試験を左記により実施するのでお知らせします。試験要領 受付期間 5月1日~5月20日 講習会 5月26日~27日(9時から) 責任技術者試験日 5月27日 受験場所 東金市振興センター 配管工試験日 6月10・11日 受験場所 山武郡市広域水道企業団内 なお詳しくは山武郡市広域水道企業団管理課(電話047552・0521)まで照会下さい。

前年を僅かに上廻る

新年度の予算計上

昭和五十一年度予算は三月定例議会で議決され執行に移され
ておりますが、その概要をお知らせいたします。(予算の編成方
針については、四月一日付広報一三九号を参照してください。)

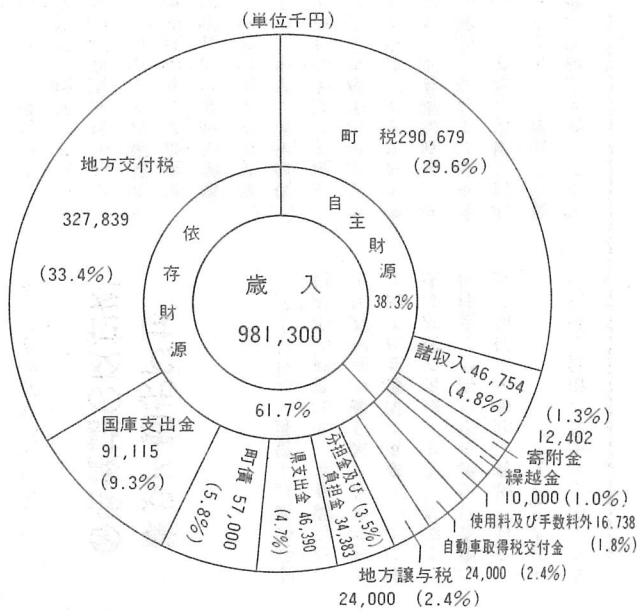
建設事業に

一億六千二百萬

昭和五十一年度の一般会計予算
は九億八千三百萬円(前年度九
億四千八百二十萬円)で前年当初
を僅かに上回る緊縮型予算になっ
ております。また、過去五年間の
予算規模の推移は第三図のとおり
です。

歳入面では、町税が二億九千六
十七萬九千円で予算総額の二九・
六%を占めており、不況の影響に
よる町民税の減収により前年度よ
り五百七十四萬二千円(一・九%)
減っております。地方交付税は三
億二千七百八十三萬九千円(三三
・四%)で前年度を一千五百六万
七千円(四・八%)上回っており
ます。その他には、国庫支出金が
一億三千七百五十萬五千円(一四
%)町債(借入金)五千七百萬
貸付金元利収入などの諸収入が四

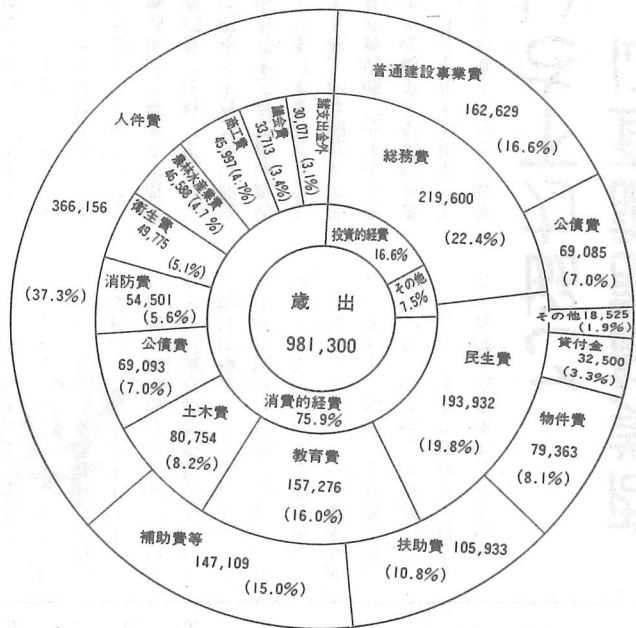
第一図



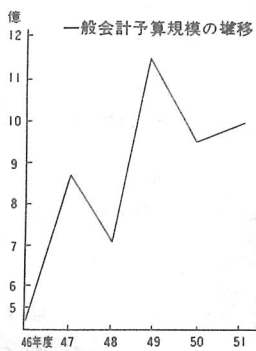
このように町財政は町民の皆さ
りです。

んが直接・間接に納める税金と国
庫からの交付金や補助金・借入金
などで運営されています。
歳出面では、予算編成方針で述
べたように産業の振興・住民生活
環境の整備・社会教育環境の整備
を柱に予算計上されております。
性質別には、職員の給与、議会
議員、その他各種委員の報酬等の
人件費に三億六千六百五十五万六千
円、道路舗装、学校建設等の普通
建設事業費に一億六千二百六十二
万九千円(主なもの)、町道舗装
事業四千円、公共用地取得造成
事業三千九百九十八万八千円、上堺小
校舎増築事業二千七百八十七千

第二図



第三図



円、町営
野球場建
設事業一
千万円、
排水整備
事業五百
万円)一
部事務組
合及び各種団体への補助金・負担
金等の補助費に一億四千七百十万
九千円、保育所措置費、児童手当
及び老人医療費等の扶助費に一億
五百九十三万三千円、各種建設事
業を行うために借入れた町債償還
金(公債費)に六千九百八万五千

円、中小企業振興資金及び優良種
豚導入資金貸付金に三千二百五十
万円が計上されています。
また、本年度から有線放送・国
民保養センターの特別会計を廃止
し、運営費等は一般会計で措置い
たしました。

中小企業者へ融資制度 貸付け金プラス利子補給

町では商工業の振興を図るために、町預託による中小企業者への融資制度をさだめて関係者の利用をお待ちしております。

この制度の概要は次のとおりです。ご希望の方はご利用下さい。

◎融資の対象者は

横芝町内において一年以上引続いて同一の事業を営んでいる商工業者です。

◎融資限度額、融資期間、利率等は次表のとおりです。

| 資金の種類 | 資金使途 | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 償還方法 |
|--------|------|-------|-------|---------|-------------|
| 長期経営資金 | 運転資金 | 200万円 | 2年以内 | 年8.5%以内 | 割賦償還(4ヵ月据置) |
| | 設備資金 | 300万円 | 3年以内 | 年8.5%以内 | 割賦償還(6ヵ月据置) |
| 短期経営資金 | 運転資金 | 100万円 | 6ヵ月以内 | 年9.0%以内 | 一括償還 |

◎申込みの手続きは、

所定の用紙により商工会又は役場産業振興課へ申し込んで下さい。申込みの締切り日は毎月十日で融資の決定はおおむね月末になります。短期経営資金は、年二回町長の定める日です。

◎取扱い金融機関

長期経営資金は千葉銀行・千葉相互銀行
短期経営資金は旭信用金庫・東金信用組合

◎利子補給

この制度により融資を受けられた方には、その融資資金に対し年一・二%の範囲内で町が利子補給を行います。
なお、詳細は商工会または役場産業振興課におたずね下さい。

県の最低日給

一、九九七円

県内で働いている全労働者に適用される千葉県最低賃金は、日給一、九九七円(一時間二五〇円)に改正されました。

刈取り・脱穀から玄米まで 二万七千二百円の労賃

昭和五十一年四月十日の山武郡市農業委員会会長会議で山武地域の農作業別の標準賃金が次のように決まりました。

- ①田植四千二百円(男女共) ②稲刈四千二百円(男) 四千四百円(女)
- ③畑作物収穫三千五百円(男) 三千四百円(女) 以上は一日当り実労働時間八時間、賄評価格を含まない。
- ④耕耘機による水田耕耘、十アール当り四千三百円(オペレーター付、耕耘深度十五センチ以上)
- ⑤耕耘機による水田代かき四千三百円(十アール当り、オペレーター付) ⑥農業用トラクターによる
- 耕耘ア15 Ps級—四千円イ25 Ps級—五千円ウ35—50 Ps級六千円エ65 Ps級六千円(いずれも一アワーマーター当りロータリー耕) ⑦機械田植四千五百円(十アール当り、オペレーター付賃作業料金、苗費は含まない) ⑧機械刈取六千五百円(十アール当り、オペレーター付結束用繩を含む) ⑨刈取脱穀一万四千円(コンバイン) 三千九百円(ハーベスタ) いずれも十アール当り、オペレーター付賃作業料金で、補助者賃金及び乾燥場までの搬運搬費は含まない。 ⑩育苗施設五百五十円(一箱、緑化まで、種

もみ代は含まない) ⑪ライスセクター：乾燥から調整まで、千三百円(一俵当り) ⑫刈取、脱穀、玄米まで、二万七千二百円(十アール当り)

給付費増の 国保会計

国民健康保険特別会計予算は総額三億三千三百万円で、歳入面では国保税が一億四千四十六万五千円で予算総額の四二・二%、一世帯平均の年間税負担は五万八千六百円となります。その他に国庫支出金が一億七千三百一十一万五千円と五二%をしめております。

歳出面では、保険給付費が三億三百五十三万六千円(九一・九%)で一世帯平均の保険給付費にしますと十二万六千六百三十二円(一人当り三万五千四百二十七円)となっております。前年度当初予算と比較しますと、三千九百万円が増加しています。この主な要因は年度内二回の医療費改定(約一三%)を想定し予算計上したためです。

注 自主財源—町税、使用料、手数料など町みずから徴収した財源をいいます。

依存財源—国県等から交付される財源をいいます。地方交付税、国庫支出金、県支出金等をいいます。投資的経費—道路、学校などの普通建設事業、災害復旧事業などに投資する経費。消費的経費—人件費、物件費、建物等の維持補修費等で毎年きまつて支出される経費。

なお、この賃金についてのお問い合わせは、千葉労働基準局賃金課 電話0472(5)六八八〇へ

献血にぜひ協力下さい

血液は生命を創造する泉であり、なにもにも代えがたい貴重なものです。いくら科学が発達しても血液に変わるものはまだ発見されたことはありません。

人間の血液はやはり人間で補わなければなりません。この貴重な血液に金銭的な価格をつけ、売り買いすることは許されません。血は生命の一部であり、生命を守り育てるためにこそ捧げなければならぬのです。生死の境に立つ一般の気の毒な人のために職場を同じくする方々、親戚や身近かな方々、或は、あなた自身のためにも不測の災害や病魔にそなえて、あなたの健康な時に健康でキレイなあなたの血液をご献血下さい。一回の採血量は二〇〇ccで人体の血液の二〇分の一ぐらゐの量ですから医学的にも決して心配ありません。また、採血の前には医師が検診を行い、基準に合わなかったり身体への調子で無理と考えたときは絶対に採血しません。

採血して下さった方には献血手帳が交付され、この手帳により本人あるいは近親の方等が血液を必要とする時にはキレイで健康な血液が優先してもらえます。

採血実施予定

五月二十一日(十時~十二時)

横芝町役場

異動

新年度を迎え学校職員・役場職員が次の通り行われました。

学校

転入(大総小)◎藤田敏夫(光小)、○畔蒜治(成東東中)、押尾耐子(南郷小)、小川澄江(芝山小)、(横芝小)◎江嶋恒夫(山武出張所)、大木弘行(南郷小)、安井、志(睦岡小)、半田佳子(新採用)、伊藤喜美代(睦岡小)(上堺小)渡辺千代子(蓮沼小)、伊野久子(蓮沼小)(横中)◎中村正義(芝山小)平野良夫(旭二中)、栗田俊一(丸十九里中)、群司玉枝(芝山中)白鳥幸敏(新採用)、高橋彦和(新採用) 転出(大総小)◎志賀岩夫(福岡小)、鈴木博江(鳴浜小)八角富子(南條小)(横芝小)菅生健治(旭中央小)、中村睦子(睦岡小)、石渡豊子(南郷小)(上堺小)勝本俊子(蓮沼小)稗田芳子(東陽小)(横中)。

総務員芳名

(○印は特別総務員)

| | | | | | | | |
|------|--------|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 大総地区 | 大木 亮 | 上町 1 | 伊橋久雄 | 栗山 2 | 若梅新次郎 | 屋形 | ○海保良之 |
| 木戸台 | 青木岩雄 | 上町 2 | 植村 達 | 栗山 3 | 若梅健司 | 南 | 伊東菊雄 |
| 町原 | 永藤孝明 | 上町 3 | 押尾 良 | 栗山 4 | 鈴木富士夫 | 宮前 | 早川 宏 |
| 小堤 | 八角栄男 | 本町 1 | 小堀四郎 | 橋本 | 須合幸泰 | 荒場 | 伊藤正平 |
| 寺方 1 | 瀬理 浩 | 本町 2 | 黒川仁久 | 東部 | 古川美好 | 立合 1 | 浅野虎雄 |
| 寺方 2 | 浅野勝雄 | 本町 3 | ○瀬利忠作 | 青芝会 | 伊藤雅彦 | 立合 2 | 小野 宏 |
| 會根合 | 実川 一男 | 本町 4 | 川合 要 | 東ヶ丘 | 伊藤富治 | 南川岸 1 | 伊藤富治 |
| 於幾 | 実川 栄 | 古川 1 | 長谷川重郎平 | みどり台 | 寺本茂一郎 | 南川岸 2 | 海保寿夫 |
| 坂田 | 実川 栄 | 古川 2 | ○熱田辰夫 | 宮脇 | 向後莊次郎 | 新島 | ○秋山清見 |
| 取立 | 伊藤政夫 | 古川 3 | 高橋正夫 | 南部 1 | 服部光三郎 | 道貫 | 伊藤 健 |
| 長倉 | 柳橋安雄 | 両町新田 | 大沢順司 | 南部 2 | 藤原義正 | 新田 | 熱田清次 |
| 姥山 | 伊藤勝衛 | 東町 | 八角良吉 | 四六会 | 越川 定 | 本郷 | 川島襄次 |
| 遠山 | 五木田正吉 | 東町 1 | ○水野忠一郎 | すみれ団地 | 越川俊彦 | 荒場 | 清宮利一 |
| 中台 | 伊藤 清 | 東町 2 | 鶴沢行雄 | TCC | 津村三郎 | 北清水 | ○伊藤 一 |
| 牛熊 | 鈴木惣次 | 東町 3 | 齊藤 実 | 新生会 | 醍醐光夫 | 入間 | 宇都本辰男 |
| 谷台 | 行方昭治 | 東町 4 | 加瀬祐治 | 鳥喰新田 | 加瀬三郎 | 三軒家 | 伊沢 一 |
| 横芝地区 | ○久保田貞雄 | 栗山 | 岡田利保 | 鳥喰下 | 大木義守 | 関場 | 川島忠敏 |
| 上町 | ○久保田貞雄 | 栗山 1 | 加瀬勇生 | 鳥喰沼 | 田谷定雄 | 新青 | 伊藤英雄 |
| | | | | 上堺地区 | | 東 | 高藤達雄 |

松浦光治(夷隅出張所)、今関敏夫(八街中)、太田房子(桜ヶ丘養護学校)、戸井信夫(松尾中)中村洋子(大綱中) 退職◎井上武(横小)、真行寺武子(横小)◎土屋庄一(横中)注、◎印校長

○教頭、(内は前任及び転出地)

▽総務課主幹小沢春光(広域行政組合)▽総務課主幹齊藤規矩男(教育委員会)▽建設課主幹林正一郎(総務課)▽教育委員会社教主事補齊藤博(公民館)▽総務課主事五木田洋子(議事事務局)▽総務課主事清宮貴美子(産業振興課)▽収入役室主事石川志佐子(福祉保健課)▽住民課主事宇都木信吾(建設課)▽産業振興課主事鈴木博子(総務課)▽福祉保健課主事補実川裕宣(総務課)▽第一保育所保母林豊子(収入役室)▽同保母秋鹿静江(住民課)▽同保母掛川友代(大総保育所)▽同保母秋山文子(上堺保育所)▽同保母稗田章恵(第二保育所)▽第二保育所保母林百合子(第一保育所)▽同保母浅野敏子(福祉保健課)▽大総保育所保母内田愛(第二保育所)▽上堺保育所保母舛之内啓子(第一保育所)▽広域行政組合越川千代子(企画課)▽新規採用、上堺保育所保母吉田紀子(退職、萩原綾子(三月三十一日付))

横芝の碑 (その四十二)

里人は語る

— 坂田城主井田氏の墓と —

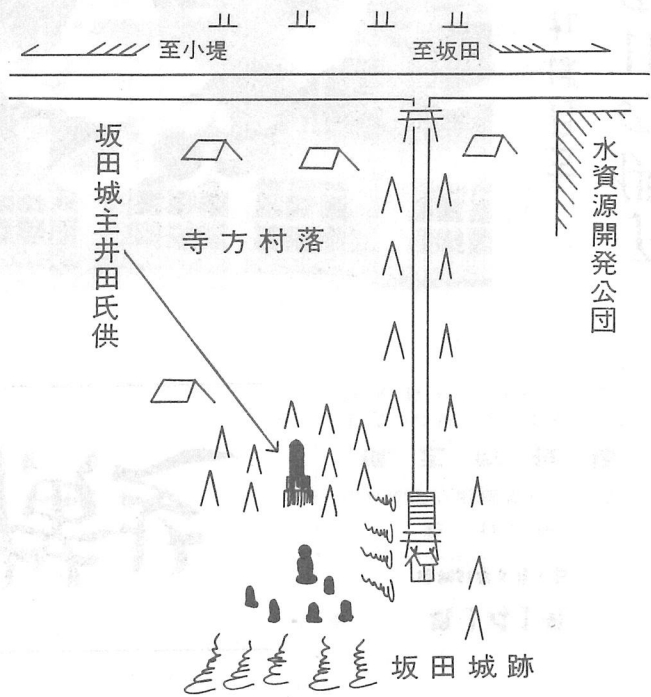
坂田湖畔を通過して小堤方面に向い、水資源開発公団の前を通りすぎると間もなく左手に石の鳥居が見えます。参道を真直ぐに進みますと、正面は急勾配の石段で神社の境内に入り、後は坂田城跡の丘陵になっています。

石段の昇り口附近は、うっ蒼とした針葉樹や常緑で囲まれていて思わず肌寒さを覚える位ですが、そのすぐ右手の一角は、ぼっかりと明るくなっている、苔むした石塔や石像等が、何となく自然に集って来た仲間達、といった様な姿で立ち並んでいます。その中で、何か物申し度気に立っている地藏様の丁度正面の辺りに目を移しますと、杉と檜の若木の林に囲まれて一基の由緒ありきな石塔に気が付きます。五輪塔が何かの一部の様にも見えますし、塔婆の様にも見えます。里の人々はこの塔を、「坂田城主井田様のお墓だろう」と言い伝えております。

昔、大台の城から、この坂田城に本拠を移して城主となった井田氏は、ここに移ると共に、地元的光台寺を菩提寺としました。寺はよく栄え、一時は寺有地が一町歩

に及ぶ広汎なものであったということですから、里の人々の語り伝えは相当真憑性に富んでいると思えます。光台寺という寺については、いま建物こそありませんが、寺籍はちゃんと残っていて、すぐ近くの萩原安一さんという方が寺総代格で、光台寺の具物等を仕守

りしておられ、光台寺が曹洞宗なので、曹洞宗々務庁に、寺格賦課金等、約三万円を毎年納付しておられるそうです。また安一さんが管理しておられる光台寺具物の中に、上総国武射郡坂田城主井田因幡守、永録八年三月九日没、哉いは、為二親菩提光室寺三尊再興放主和多善大〇権介、等と黒書された位牌等も残っています。〇写真はその石塔で、一番下の台座の隅に載っているのは多分欠けた落ちた頭頂部のものだと思います。向うに見える地藏様とは、丁度



向い合った形になっています。明らかに見える草原の後は神社の建っている丘と坂田城の峻崖が続いています。石塔には、何故か文字らしいものが刻まれています。里人も、何代目の城主、ということについては「さあそれは分かりません」と答えるだけです。碑文のないこの石塔には、返って何か由緒めいたものを感じるのです。辺りに人影もない、この真空地帯の様な針葉樹の林に囲まれた石塔の傍に立って、そそり立つ様な坂田城の峻崖を見つめています。向い合って建っている地藏様や、墓石の一つ一つが、遠い昔の鎧武

者の様な錯覚に落入り、夏草や、兵士供が夢の跡、の句を口ずさんでいる自分に気がつきました。そして、すぐ先程、無理にお願いして萩原安一さんに見せて戴いた、曹洞宗々務庁の賦課金請求書が、役場の納税告知書に類似していたこと等を考え、時の流れを、つくづく感じるのです。

(町文化財審議会委員小沢春光)

お わ び

横芝の碑その四十二の文中、五木田明は廣、祖父慶次郎は桂次郎、若梅原次は原次の誤りでしたので訂正しておわびいたします。

国年保険料が月千四百円に

付加保険料込みで千八百円

五十一年四月から国民年金の保険料が月額一、四〇〇円に引き上げられました。

したがって、今まで月額一、一〇〇円づつ納めていた方は、一四〇〇円に、また、これに付加保険料の方は現行の四〇〇円が加算になり一カ月の保険料は一、八〇〇円になります。

この保険料値上げに伴って、年金の受給額も引き上げられる予定ですので保険料は納期限までに納められるようにして下さい。
納期限までに納めませんと事故などにあつたりしたとき、年金をもらえない場合もあります。

建設のあゆみ

完成した事業

| | | |
|------------|-----------------------|------|
| ① 道路舗装工事 | | |
| 中台宮前区内線 | 269.0m | |
| ② 道路排水整備工事 | | |
| 小堤地先 | 348.0m | |
| 上町区内 | 111.0m | |
| ③ 道路改良工事 | | |
| 中台砂月区内線 | 290.0m | |
| 小堤地先 | 96.2m | |
| ④ 橋梁新設工事 | 橋長 | 4.1m |
| ⑤ 建築工事 | | |
| 横小増築工事 | 460.4m ² | |
| 着工及び工事中の事業 | | |
| ① 建築工事 | | |
| 上小増築工事 | 578,084m ² | |

なお、保険料納付が困難な方には免除の制度もあります。この制度は保険料が免除されるとともに年金を受ける権利も合せて確保されます。将来受ける年金額については免除された期間の一部が減額されます。また、この免除については法定免除と申請免除の二通りありますがその対象は次のとおりです。

- 法定免除とは次のいずれかに該当するとき保険料が免除されます。
 - 国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子福祉年金を受けているとき。
 - 生活保護法による生活扶助又は

らい予防法による生活援助を受けているとき。

(3) 国立らひ療養所、私立らひ療養所に入所しているとき。

申請免除とは次のいずれかに該当する人の申請に基づいて行われ都道府県知事が、一定の基準により認定するもので、適用されると認定された月から当該年度分の保険料が免除されます。

戸籍謄・抄本は

一通二百円

郵便で請求は 定額小為替で

戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは別表のとおりです。

戸籍の謄・抄本等を郵便で請求される時は、必ず現金書留か郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合料金はわずか十円ですから、手軽に利用できます。

なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていますので、よろしく御協力をお願いします。

- (2) 加入者やその世帯の人が生活保護法やらい予防法による生活援助を受けているとき。
- (3) 障害者や寡婦で年間所得が六十万円以下のとき
- (4) 保険料の納付が大変困難であるとき。

犬の登録・注射

昨年一年間に県内で発生した犬によるこう傷事故は九二六件、また、農作物などの被害は九、六五一件にものぼっています。

四九年度の例で見ると、こう傷事故の半数以上が犬をつないでないために起つたものです。このような事故や被害をささないため、犬は必ずつないで飼うようにしましょう。また、運動をさせるときは、引き綱をつけて放さないようにしましょう。そして、犬を飼うためには登録と予防注射が必要です。

生後3カ月以上の犬には必ずず別表

年一回の登録と春秋の予防注射を受けて下さい。

登録・予防注射実施予定

日時・場所

5月21日9時30分～12時大総会館

5月21日1時30分～3時上堺会館

5月22日9時30分～11時30分横芝町役場。

登録料金三〇〇円。予防注射料金七五〇円(一回分)



横芝句会四月例会

土屋 粟水
負鶏の言となりて潰されし
石川 奇水
梨咲くや納屋の落書去年のまま
土屋 栗舟
干し竿を掛けられしまま梨咲けり
若梅あやめ
夏めくや栗川流の風の音

| 区 | 分 | 手数料 | 額 |
|------------------|--------|------|---|
| 戸籍の謄・抄本 | 一通 | 二〇〇円 | |
| 除籍の謄・抄本 | 一通 | 三〇〇円 | |
| 戸籍の記載事項証明 | 証明事項一件 | 一〇〇円 | |
| 除籍の記載事項証明 | 証明事項一件 | 二〇〇円 | |
| 受理証明書 | 一通 | 一〇〇円 | |
| 上質紙使用の婚姻届等の受理証明書 | 一通 | 八〇〇円 | |
| 戸籍簿の閲覧 | 一戸籍 | 一〇〇円 | |
| 除籍簿の閲覧 | 一戸籍 | 二〇〇円 | |
| 届書類の閲覧 | 書類一件 | 一〇〇円 | |